

第2回（通算53回目）佐久市都市計画審議会会議次第

日 時：令和5年6月27日（火）

14時00分から

場 所：佐久市役所南棟3階 大会議室

【辞令交付式】

- 1 辞令交付

【審 議 会】

- 1 開 会

- 2 あいさつ

- 3 議 事

（1）議事録署名委員の指名

（2）事務報告

①傍聴者報告

②前回（第1回）議案の処理状況等報告

（3）議案審議

第1号議案 佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

（4）そ の 他

- 4 閉 会

第 2 回

佐久市都市計画審議会資料

令和 5 年 6 月 2 7 日

令和5年6月27日

第 2 回
佐久市都市計画審議会
事 務 報 告

事務処理の概要

令和4年3月22日(火)に開催しました第1回佐久市都市計画審議会における諮問事項の処理状況については、下記のとおりです。

1 佐久都市計画ごみ焼却場の変更(案)について

令和4年3月23日付けで佐久市都市計画審議会長から議決通知を受け、
令和4年3月30日付けで告示しました。

2 佐久都市計画と畜場の変更(廃止)(案)について

令和4年3月23日付けで佐久市都市計画審議会長から議決通知を受け、
令和4年3月30日付けで告示しました。

3 佐久市立地適正化計画改訂(案)について

令和4年3月23日付けで佐久市都市計画審議会長から議決通知を受け、
佐久市立地適正化計画改訂版をとりまとめ、令和4年6月に公表しました。

第1号議案

佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理
施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの許可について

都市計画課

都市計画区域内では・・・

都市の中になくなくてはならない重要な施設であると同時に
 周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

卸売市場

火葬場

と畜場

汚物処理場

ごみ焼却場

産業廃棄物
処理施設ごみ処理
施設廃油処理
施設

||

【 原 則 】（都市計画決定）

都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

【 例 外 】（ただし書きの許可）

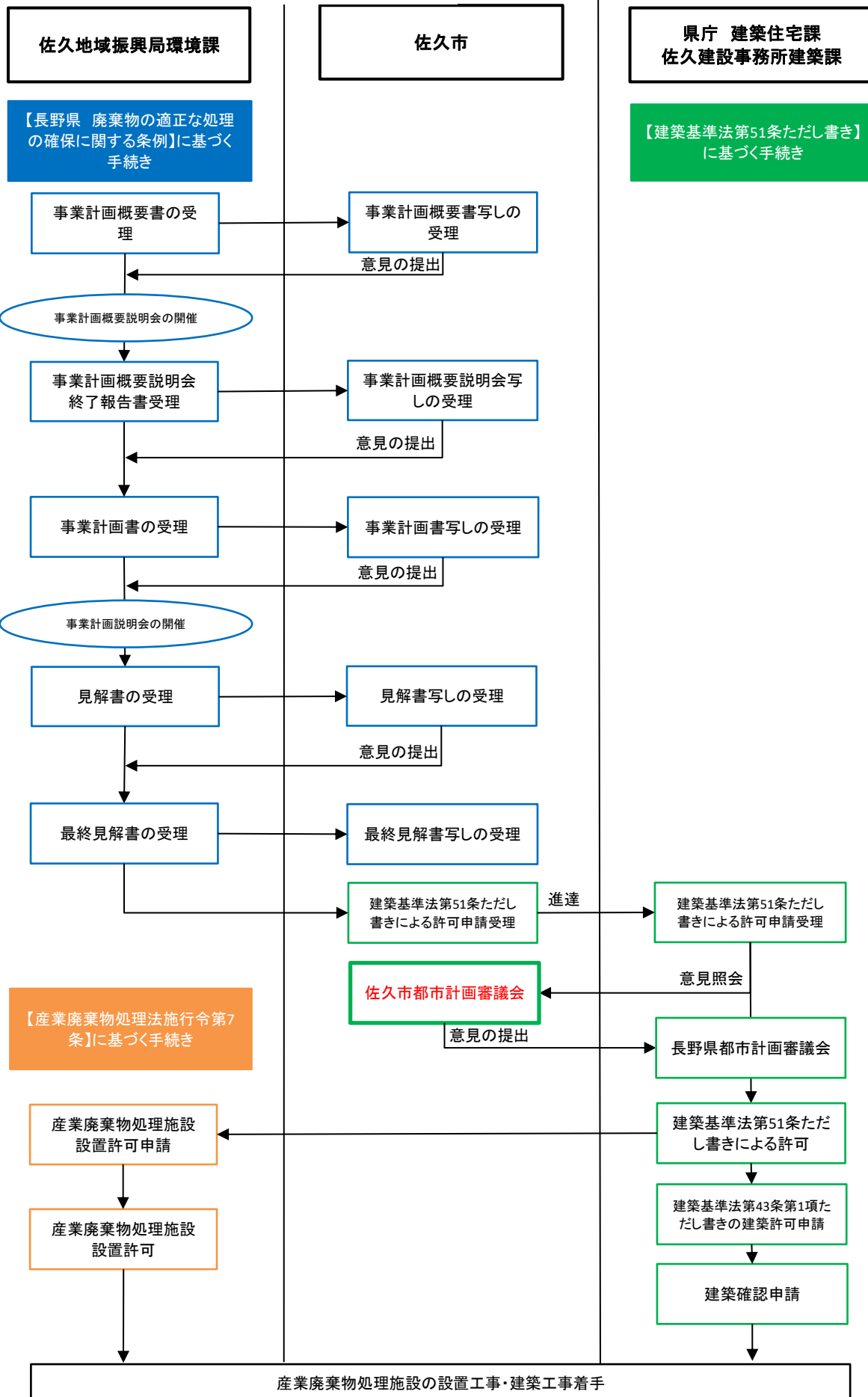
特定行政庁（長野県）が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し、又は増築することができる。

建築基準法第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

手続経過フロー

資料No.1-2



申 請 理 由

(申請者説明 (法人の場合は会社概要等))

弊社は佐久市御馬寄現住所地において、建設廃材・剪定枝・廃木材・根株を主として破砕業務を行っており、破砕チップの殆どを発電用燃料チップとして出荷しています。(別添：稼働日数と処理量のとおり)

(申請に至った理由)

当社では、設立当初より木くずのみの処分業を行って参りました。

20 年近く経った今では、一般の方から業者の方々まで多数のお客さまが来られるようになりました。近年では、県内又は近県の伐採木の引取り処分の依頼も増加傾向にあり、大型車両の保有台数も 5 年ほど前に比べて 2 倍になりました。

特に、開発系の伐採を行う現場では、大量の木くずが排出されるので、それに対応できるようストックヤードの拡張申請も幾度も行って参りました。

これに伴い、破砕後のチップを燃料として使用するバイオマス発電所が全国に建設され始め、木くずチップの需要が飛躍的に伸びました。当社が納品先として向かう先は、新潟県、静岡県、山梨県、栃木県ですが、現在 2 カ所建設中の発電所（山梨県・栃木県）へも納品する予定であるので、今後もチップの需要は継続していくものと確信しております。

別添資料に示した通り、2017 年から 2022 年までの受入量が 6 割増加し、処理能力については、現処理能力の 50%に対して 37%から 68%に変動しております。

約 7 割近い比率になると、繁忙期は、受入量と生産量のバランスが取れなくなる時期が出てくる上に、破砕前、後の木くず置場の許容量が限界になることが多々出てきます。このような状態になると、場内作業員が危険要素の見落としによる事故発生や、来客者の安全確保が困難になる事があります。

処理能力が 20%前後を推移している状態が、従業員のストレスが少なく危険要素の発生抑制や早期発見により事故を未然に防げる結果に繋がると思います。

また、処理能力が向上することにより破砕前の木くずが短時間で製品化されるので、受入れた分は、その日のうちに処理することにより、豪雨災害による木くず流出を最小限に留めることができると思います。さらに、根株などの比較的大きな木くずも前処理が少量で投入可能になります。

過去の実績として、台風 19 号の影響で当社は被災しましたが、いち早く復興し受入を再開し、被災した家屋等の木くず、河川の流木を約 1,000t 受入れました。

今後、事業拡大により多くの木くずを受入れ、安定的に処理し、また同じような豪雨災害が発生した場合においても受け入れられる態勢を整え尚且つ従業員や来客者等の安全確保にも繋がる事業計画を目指して今回の処理能力の変更に至りました。

敷地拡大理由

以前、輸送部門を分割して事務所を現在の位置に移しましたが、今回ストックヤードを拡大するにあたって破砕事業部との事務所を兼用し、一体利用する方針の為当該事務所敷地を範囲に加えまし

た。

また、前処理工程として木くずを切断するスペースも必要になる為、敷地の拡大が必要になりました。前処理を行うことにより、資源（薪など）への有効利用や、破碎機自体に負担を減らすほか、泥や石の付着物を排除することにより破碎刃などの消耗品の交換、メンテナンス頻度を格段に減らすことができます。

（許可になった場合）

（工事中の措置）

土地の大きな形質の変更は行わないため、雨水排水施設の設置に当たっては、工事車両と搬入車輛の移動経路の交差を避けるため分離による安全対策をとります。

（建物完成後の措置）

維持管理基準を遵守し、環境への配慮を徹底します。

添付書類 3-1

申 請 概 要 書 (1)

	新築時 A	基準時 B	増改築時 C	現在 D	申請内容 E	合計 F	D/B F/B
用 途 地 域	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし		
建 物 用 途	事 務 所	工 場	工 場	工 場	工 場		
前 面 道 路	1 号道路	1 号道路	1 号道路	1 号道路	1 号道路		
既存許可年月日 既存の確認年月日	H19.10.22	H20.1.23	H30.2.26	R1.12.12	R4.2.8		
敷 地 面 積	2912.32	2912.32	2912.32	5524.66	14775.67	14775.67	1.89 5.07
建 築 面 積	34.94	343.73	388.44	588.12	836.12	836.12	1.71 2.43
延 べ 面 積	34.94	343.73	388.44	578.71	818.46	818.46	1.68 2.38
建 ぺ い 率	11.80 %	11.80 %	13.33%	10.64%	5.65 %	5.65 %	
容 積 率	11.80 %	11.80 %	13.33%	10.47 %	5.53 %	5.53 %	
最 高 の 高 さ	3.94	9.16	9.16	9.234	9.234		
軒 の 高 さ	3.82	9.00	9.0	9.00	9.00		
構 造	軽量鉄骨造	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造		
階 数	1	1	1	1	1		
棟 別 面 積	事務所棟 34.94 m ²	事務所棟 34.94 m ² 工場棟 308.79 m ²	事 務 所 79.65 m ² 工 場 棟 308.79 m ²	事務所棟 34.94 m ² 工場棟 308.79 m ² チップ堆積場 188.20 m ² 操作盤室 2.07 m ²	事務所棟 181.90 m ² 工場棟 308.79 m ² チップ堆積場 325.70 m ² 操作盤室 2.07 m ²		
用途別面積 (事務所部門) (工場部門) (チップ堆積場部門)	34.94 m ²	34.94 m ² 308.79 m ²	79.65 m ² 308.79 m ²	79.65 m ² 308.79 m ² 190.27 m ²	181.90 m ² 308.79 m ² 327.77 m ²		
宿泊施設 宿泊室数 宿泊人数 管理人数							
工場 機材の容量 動力 動生 産	処理能力 移動式 6.24t/日 固定式 4.8t/日	処理能力 移動式 6.24t/日 固定式 13.2t/日	処理能力 移動式 6.24t/日 固定式 13.5t/日	処理能力 移動式 27.12t/日 固定式 295.9t/日	処理能力 移動式 511.32t/日 固定式 1357.6t/日		
敷地周辺状況 駐 車 場							

申 請 概 要 書 (2)

(1) 工 場 関 係

作 業 工 程 の 概 要 (フ ロ ー シ ー ト)	現在 別添フローチャートのとおり	申請内容 別添フローチャートのとおり
主 要 生 産 品	現在 木材チップ	申請内容 木材チップ
操 業 時 間	8 時～ 17 時 休業操業 時～ 時	8 時～ 17 時 休業操業 時～ 時
従 業 員	男 18 人・管理部門 5 人 女 2 人・生産部門 15 人	男 40 人・管理部門 15 人 女 10 人・生産部門 35 人
資 材 等 の 搬 入 搬 出 そ の 他	現在 一般車両（顧客）・自社 10t 車 5 台により搬入 自社 10t 車 7 台、20t 車 1 台により搬出	申請内容 一般車両（顧客）8t 車換算で 60 台程度・自社 10t 車 20 台により搬入 自社 10t 車 25 台、20t 車 20 台により搬出

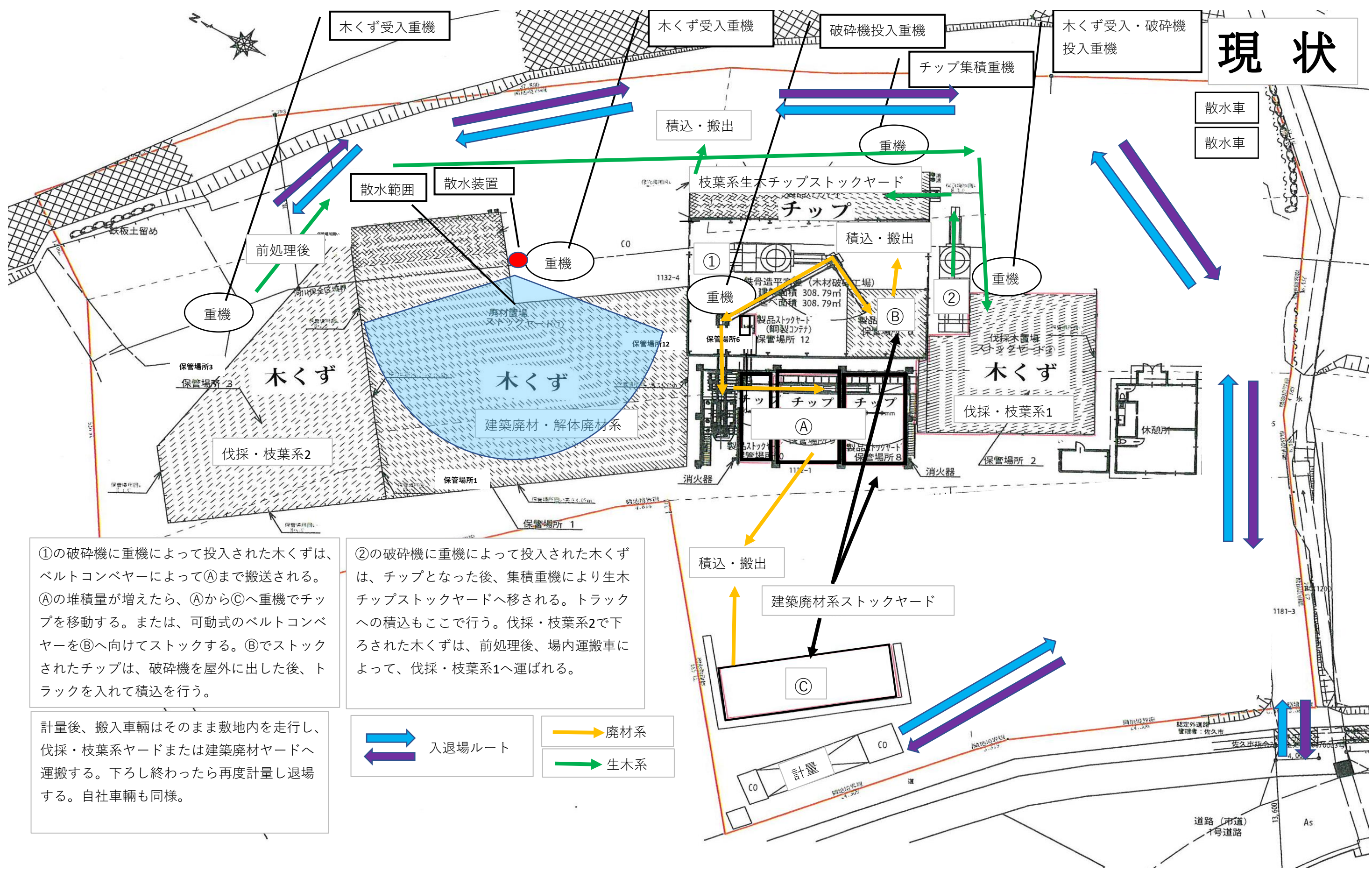
(2) 工 場 関 係 以 外 の と き

建 築 物 利 用 者 及 び 利 用 範 囲	現在	申請内容
業 務 内 容	現在	申請内容
営 業 時 間	残業 時～ 時 休業操業 時～ 時	残業 時～ 時 休業操業 時～ 時
従 業 員	男 人・ 部門 人 女 人・ 部門 人	男 人・ 部門 人 女 人・ 部門 人
利 用 者 の 出 入 (自動車の利用、その他)	現在	申請内容

※該当する欄のみ記入してください。



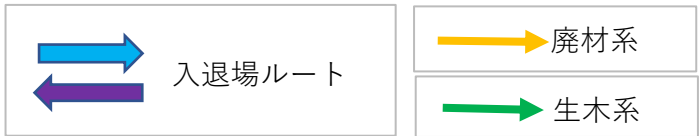
現 状

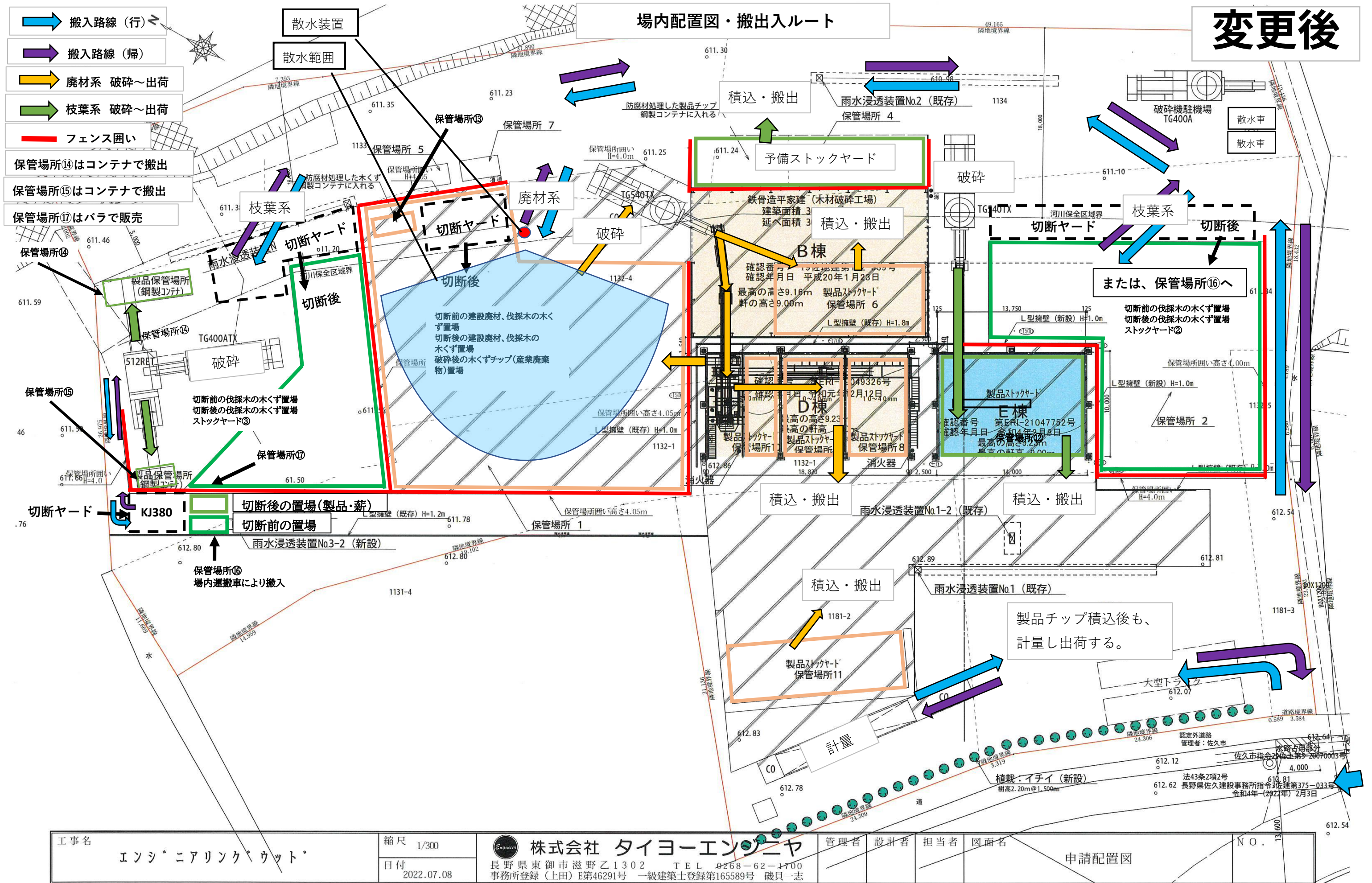


①の破碎機に重機によって投入された木くずは、ベルトコンベヤーによって①まで搬送される。①の堆積量が増えたら、①から③へ重機でチップを移動する。または、可動式のベルトコンベヤーを③へ向けてストックする。③でストックされたチップは、破碎機を屋外に出した後、トラックを入れて積込を行う。

②の破碎機に重機によって投入された木くずは、チップとなった後、集積重機により生木チップストックヤードへ移される。トラックへの積込もここで行う。伐採・枝葉系2で下ろされた木くずは、前処理後、場内運搬車によって、伐採・枝葉系1へ運ばれる。

計量後、搬入車輛はそのまま敷地内を走行し、伐採・枝葉系ヤードまたは建築廃材ヤードへ運搬する。下ろし終わったら再度計量し退場する。自社車輛も同様。





■廃棄物の処理施設の処理能力経緯

	新設時 (H15.10.11)	第1回変更 (H19.3.14)	第2回変更 (H21.11.11)	(H22.1.28)	第3回変更 (H24.9.24)	第4回変更 (H25.11.15)	第5回変更 (H29.9.19)	今回変更
木くずの破碎施設 (移動式)	6.24 t/日	6.24 t/日	6.24 t/日	都市計画区域内に編入	6.24 t/日	機種入替 27.12 t/日	27.12 t/日	TG400A 27.12t/日
木くずの破碎施設 (移動式)								BC1000XLM 追加 16.2 t/日
木くずの破碎施設 (移動式)								HG4000TX 追加 468 t/日
木くずの破碎施設 (固定式)	4.8 t/日	4.8 t/日	機種入替 4.8 t/日					
木くずの破碎施設 (固定式兼用)		追加 8.8 t/日	8.8 t/日		機種入替 (固定式と集約) 13.5 t/日	13.5 t/日	13.5 t/日	TG400ATX 能力変更 421.6 t/日
木くずの破碎施設 (固定式兼用)							追加 282.4 t/日	TG540TX 能力変更 468 t/日
木くずの破碎施設 (固定式兼用)								TG540TX 追加 468 t/日
切断機 (移動式兼用)								KJ380 7.2 t/日
切断機 (移動式兼用)								OMC-160 18.4 t/日
切断機 (移動式兼用)								A45PRSD1 302.4 t/日
								固定式増加量 1061.7t/日
敷地の位置 (佐久市御馬寄1132外)	都市計画区域外			都市計画区域内				

新規破碎機

㊦ TG540TX(既存)
移動式兼用

㊧ TG540TX(新規)
移動式兼用



㊨ TG400ATX
移動式兼用



㊩ HG4000
移動式



㊪ BC1000
移動式



新規切断機

㊫ A45PRSD1
移動式兼用



㊬ KJ380
移動式兼用



㊭ OMC-160
移動式兼用



新規篩い機
(回転式)

㊮ 512RET



敷 地 の 位 置 の 検 討 表

項目	判断基準		判断結果(可とした理由)
周囲の状況	① 宅地化、市街化が促進される区域でないこと。		計画地の周囲に住宅地はなく農用地に囲まれている、周辺農地は農業振興地域で宅地化の恐れは少なく、宅地化・市街化が見込まれる区域ではない。
	② 近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと。		近隣に教育施設・福祉施設・医療施設・住宅はない。
	③ 災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への2次的被害拡大の恐れがないこと。		1,000年確率降雨量に対しては20m以上の浸水想定地区で、洪水災害は3.0～10.0m未満の浸水想定区域内であるため、危険水位と判断された場合は社内マニュアルに則り速やかに流出防止ネットの設置、避難及び製品等の搬出を計画している。土砂災害発生の恐れは低い地域である。
環境への配慮	① 施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実に認められること。	大 気	破碎機の稼働に伴って粉塵の発生が考えられるが、ストックヤードや、鋼製コンテナにて保管する為周囲への飛散は少ない。運搬用トラックの台数が大幅に増加するが、排ガス規制に適合した車輛を導入しており、エコドライブにも努めている。
		水 質	施設稼働による排水はない。 散水については蒸散により、排水が生じることはない。 事務所排水は合併浄化槽により敷地内処理する。
		騒 音	H4mの鋼板製防音壁を設置することにより、騒音振動レベル予測報告書のとおり騒音管理目標値68db内に抑える。施設導入後の実測値が目標値を超えるようであれば、防音シート等で対策を講じる。
		振 動	振動管理目標値68db内に抑える。施設導入後に測定し、目標値を超えるようであれば、防振マットとうで対策を講じる。
		その他	別紙のとおり、維持管理基準の具体的な処置を確実に実施することにより、公害等の発生を予防します。また、定期的に(年1回程度)騒音測定を行い環境維持状況の検証をします。
運搬車両の周辺地域への影響	① 交通渋滞による道路交通に支障ないこと。		主要地方道下仁田浅科線はH27年度道路交通センサスによると24時間交通量が15,084台で、道路設計基準の第3種2級(別添 道路構成参照)に適合しているため20,000台/日を超えても支障はない。また、申請地までの市道は600m程度で、幅員7m以上で道路構造令の第3種第4級道路で、1,500台/日未満に対応できる。現在の交通量は観測結果から550台/日のため、運搬車両が最大550台/日程度増加しても1,100台/日で影響はほとんどなく道路交通に支障ありません。
	② 交通安全上支障がないこと。		沿道沿いに民家はなく、通学路からも離れているが、農耕車優先と粉塵対策の観点から散水・低速走行を実施し安全に配慮します。また、周辺は耕作している農地も僅かで沿道の土地利用への影響はほとんどありません。
景観への配慮	① 施設の高さ、大きさに応じて、植栽等により、景観への配慮がされていること。		増築計画建物は高さ9.24mで床面積137.50㎡です。色彩は既存建物と同様(彩度6以下の落ち着いた色彩)とし、さらに周辺の景観と調和を図るため敷地境界付近には植栽を行います。植栽は、前面道路から見渡せる範囲の敷地境界付近を中心に行います。(植栽計画図参照)

■ 条例に基づく説明会等の経過

第1回事業計画説明会

令和4年4月16日	質疑
	質疑は出ず、再度副区長が出席者へ確認をしたが、質疑はありませんでした。
御馬寄区・耳取区 (参加者12名)	司会者の御馬寄区服区長が、今回の有限会社エンジニアリングウッドの事業計画に支障がないことを説明会参加者に確認し、「支障なし」の意見を頂いた後、御馬寄区長、耳取区長に再度確認し「しししょうなし」との決定をして頂いた。

第2回事業計画説明会

令和4年9月3日	(耳取区民の方から)
	質疑
御馬寄区・耳取区 (参加者8名)	設備が完成したら処理能力は今と比べてどのくらいになるのですか。
	回答
	メーカー表示の数値上だと現在の処理能力に比べると約5倍になりますが、実際には、木の種類や性状、含水率等によって多様な性状になりますので、おおよそ2倍～2.5倍を見込んでおります。
	(耳取区民の方から)
	質疑
	会社の将来について、更なる増設等がありますか。
	回答
	佐久北インター付近に、三菱地所、静岡ガスが共同出資の木質バイオマス発電所建設が予定されております。国からの申請は下りていきますので、2年後には完成すると思います。発電規模は2メガ、年間3万トンの燃料チップを使用します。足利市にも7メガクラスの発電所が建設中で、山梨県でも今後2ヶ所の発電所建設計画があります。この様に、近県各地において木質バイオマス発電所の建設が始まっており、今後さらなる木質チップの需要が高まると思いますので、生産量の増加を見込んでおります。
	以上2つの質疑のみで反対意見は出ず、説明会は終了しました。

令和4年9月25日 御馬寄・耳取両区から同意書をいただき、環境保全協定書の締結をいたしました。

建築基準法第51条ただし書きに関する敷地の位置の検討表

項目	判断基準		申請者による評価	可とした理由
周囲の状況	①宅地化、市街化が促進される区域でないこと		計画地の周囲に住宅地はなく農用地に囲まれている、周辺農地は農業振興地域で宅地化の恐れは少なく、宅地化・市街化が見込まれる区域ではない。	計画地は千曲川に近接し、周囲を十二川原工業団地や農地に囲まれ、既存の集落から一定の離隔距離が保たれている。 また、農業振興地域内にあり、都市計画上の用途地域の指定もない区域のため、宅地化、市街化が促進される区域ではない。
	②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと		近隣に教育施設・福祉施設・医療施設・住宅はない。	計画地は直近の福祉施設（療育支援センター）から約700m、教育施設（浅科小学校）から約1,900m離れており、十分な離隔距離が確保されている。
	③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への2次的被害拡大の恐れがないこと		1,000年確率降雨量に対しては20m以上の浸水想定区域で、洪水災害は3.0～10.0m未満の浸水想定区域内であるため、危険水位と判断された場合は社内マニュアルに則り速やかに流出防止ネットの設置、避難及び製品等の搬出を計画している。土砂災害発生の恐れは低い地域である。	計画地は土砂災害防止法等、法令に基づく区域指定はされておらず、土砂災害発生の危険性は低い。 なお、浸水想定区域には含まれるものの、このことを理由に、開発行為や建築物等建築行為が制限されるものではなく、加えて申請者は左記のとおり対策を講じることとしていることから、周辺への2次的被害拡大の可能性は低い。
環境への配慮	①施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実であると認められること	大気	破碎機の稼働に伴って粉塵の発生が考えられるが、ストックヤードや、鋼製コンテナにて保管する為周囲への飛散は少ない。運搬用トラックの台数が大幅に増加するが、排ガス規制に適合した車輛を導入しており、エコドライブにも努めている。	大気、水質については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法令において、規制の対象とされる施設に該当していない。 騒音、振動については、計画地が都市計画上の用途地域の指定がない地域であることから、騒音規制法及び振動規制法は適用されない。 なお、計画地は既存の集落から一定の離隔距離が保たれている上、申請者は左記のとおり、騒音、振動に関して、環境基準に対応した管理目標を定め、具体的な処置を確実に実施するとともに、定期的に騒音測定を行い検証することとしている。また、粉塵等の防止のための対策を講じるとともに、施設稼働に伴う排水は生じないものとしている。 (地元区との環境保全協定書の締結あり)
		水質	施設稼働による排水はない。 散水については蒸散により、排水が生じることはない。 事務所排水は合併浄化槽により敷地内処理する。	
		騒音	H4mの鋼板製防音壁を設置することにより、騒音振動レベル予測報告書のとおり騒音管理目標値68dB内に抑える。施設導入後の実測値が目標値を超えるようであれば、防音シート等で対策を講じる。	
		振動	振動管理目標値68dB内に抑える。施設導入後に測定し、目標値を超えるようであれば、防振マットとうで対策を講じる。	
		その他	別紙のとおり、維持管理基準の具体的な処置を確実に実施することにより、公害等の発生を予防します。また、定期的に（年1回程度）騒音測定を行い環境維持状況の検証をします。	

建築基準法第51条ただし書きに関する敷地の位置の検討表

項目	判断基準	申請者による評価	可とした理由
運搬車両の周辺地域への影響	①交通渋滞による道路交通に支障ないこと	主要地方道下仁田浅科線はH27年度道路交通センサスによると24時間交通量が15,084台で、道路設計基準の第3種2級（別添 道路構成参照）に適合しているので20,000台/日を超えても支障はない。また、申請地までの市道は600m程度で、幅員7m以上で道路構造令の第3種第4級道路で、1,500台/日未満に対応できる。現在の交通量は観測結果から550台/日のため、運搬車両が最大550台/日程度増加しても1,100台/日で影響はほとんどなく道路交通に支障ありません。	施設の処理能力については、従前の323.0t/日が、1868.9t/日に向上するため、これに伴い、運搬車両の搬出入台数が、550台/日から最大で1,100台/日程度まで増加することが見込まれる。運搬車両の主たる搬出入道路となる主要地方道下仁田浅科線については、H27年度道路交通センサスによれば、24時間交通量が15,084台/日であり、上記増加台数を見込んでも計画交通量20,000台/日に満たないため、道路交通上支障はない。また、計画地と主要地方道下仁田浅科線を結ぶ市道56-004号線、56-007号線については、必要な幅員が確保されているうえに、周辺の土地利用が限られており、一般車両の通行も少ないことから、道路交通上支障はない。
	②交通安全上支障がないこと	沿道沿いに民家はなく、通学路からも離れているが、農耕車優先と粉塵対策の観点から散水・低速走行を実施し安全に配慮します。また、周辺は耕作している農地も僅かで沿道の土地利用への影響はほとんどありません。	計画地と主要地方道下仁田浅科線までを結ぶ市道56-004号線、56-007号線については、必要な幅員が確保されているうえに、周辺の土地利用が限られており、一般車両の通行も少ないことから、交通安全上支障はない。また、運搬車両の搬出入道路と小・中学校の通学路に重複する部分はない。なお、申請者は農耕者優先と粉塵対策の観点から散水、低速走行を実施し、交通安全に配慮するとしている。
景観への配慮	①施設の高さ、大きさに応じて、植栽等により、景観への配慮がされていること	増築計画建物は高さ9.24mで床面積137.50㎡です。色彩は既存建物と同様（彩度6以下の落ち着いた色彩）とし、さらに周辺の景観と調和を図るため敷地境界付近には植栽を行います。植栽は、前面道路から見渡せる範囲の敷地境界付近を中心に行います。（植栽計画図参照）	増築される建物の高さは9.24mと既存の建物と同規模であり、彩度も既存建物と同様（彩度6以下）のものとなることから、景観上の障害要因とならない。また、申請者は道路から見渡せる範囲の敷地境界に植栽をするとしており、景観上配慮されている。

申 請 理 由

(申請者説明 (法人の場合は会社概要等))

弊社は佐久市御馬寄現住所地において、建設廃材・剪定枝・廃木材・根株を主として破砕業務を行っており、破砕チップの殆どを発電用燃料チップとして出荷しています。(別添：稼働日数と処理量のとおり)

(申請に至った理由)

当社では、設立当初より木くずのみの処分業を行って参りました。

20 年近く経った今では、一般の方から業者の方々まで多数のお客さまが来られるようになりました。近年では、県内又は近県の伐採木の引取り処分の依頼も増加傾向にあり、大型車両の保有台数も 5 年ほど前に比べて 2 倍になりました。

特に、開発系の伐採を行う現場では、大量の木くずが排出されるので、それに対応できるようストックヤードの拡張申請も幾度も行って参りました。

これに伴い、破砕後のチップを燃料として使用するバイオマス発電所が全国に建設され始め、木くずチップの需要が飛躍的に伸びました。当社が納品先として向かう先は、新潟県、静岡県、山梨県、栃木県ですが、現在 2 カ所建設中の発電所 (山梨県・栃木県) へも納品する予定であるので、今後もチップの需要は継続していくものと確信しております。

別添資料に示した通り、2017 年から 2022 年までの受入量が 6 割増加し、処理能力については、現処理能力の 50%に対して 37%から 68%に変動しております。

約 7 割近い比率になると、繁忙期は、受入量と生産量のバランスが取れなくなる時期が出てくる上に、破砕前、後の木くず置場の許容量が限界になることが多々出てきます。このような状態になると、場内作業員が危険要素の見落としによる事故発生や、来客者の安全確保が困難になる事があります。

処理能力が 20%前後を推移している状態が、従業員のストレスが少なく危険要素の発生抑制や早期発見により事故を未然に防げる結果に繋がります。 ~~と思っています。~~

~~また、処理能力が向上することにより破砕前の木くずが短時間で製品化されるので、受入れた分は、その日のうちに処理することにより、豪雨災害による木くず流出を最小限に留めることができます。さらに、根株などの比較的大きな木くずも前処理が少量で投入可能になります。~~

また、処理能力が向上することで木くずの製品化が短時間で行えるため、豪雨災害の危機が迫った際も、速やかに木くずを処理し運搬車両に積み込み、安全な場所へ退避させることが可能となり、豪雨による製品の河川等への流出を防ぎます。

具体的な流出防止策としては、受入れた木くずへは流出防止ネットにより流出を防ぐほか、当社より高い場所に位置する隣接工業団地内企業と協定を締結し、製品等の退避所を確保しました。

これら、令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえた対策を確実に講じ災害発生時の二次災害を防ぎます。

なお、過去の実績として、台風 19 号の影響で当社は被災しましたが、いち早く復興し受入を再開し、被災した家屋等の木くず、河川の流木を約 1,000t 受入れました。

今後、事業拡大により多くの木くずを受入れ、安定的に処理し、また同じような豪雨災害が発生した場合においても受け入れられる態勢を整え尚且つ従業員や来客者等の安全確保にも繋がる事業計画を目指して今回の処理能力の変更に至りました。

敷地拡大理由

以前、輸送部門を分割して事務所を現在の位置に移しましたが、今回ストックヤードを拡大するにあたって破碎事業部との事務所を兼用し、一体利用する方針の為当該事務所敷地を範囲に加えました。

また、前処理工程として木くずを切断するスペースも必要になる為、敷地の拡大が必要になりました。前処理を行うことにより、資源（薪など）への有効利用や、破碎機自体に負担を減らすほか、泥や石の付着物を排除することにより破碎刃などの消耗品の交換、メンテナンス頻度を格段に減らすことができます。

（許可になった場合）

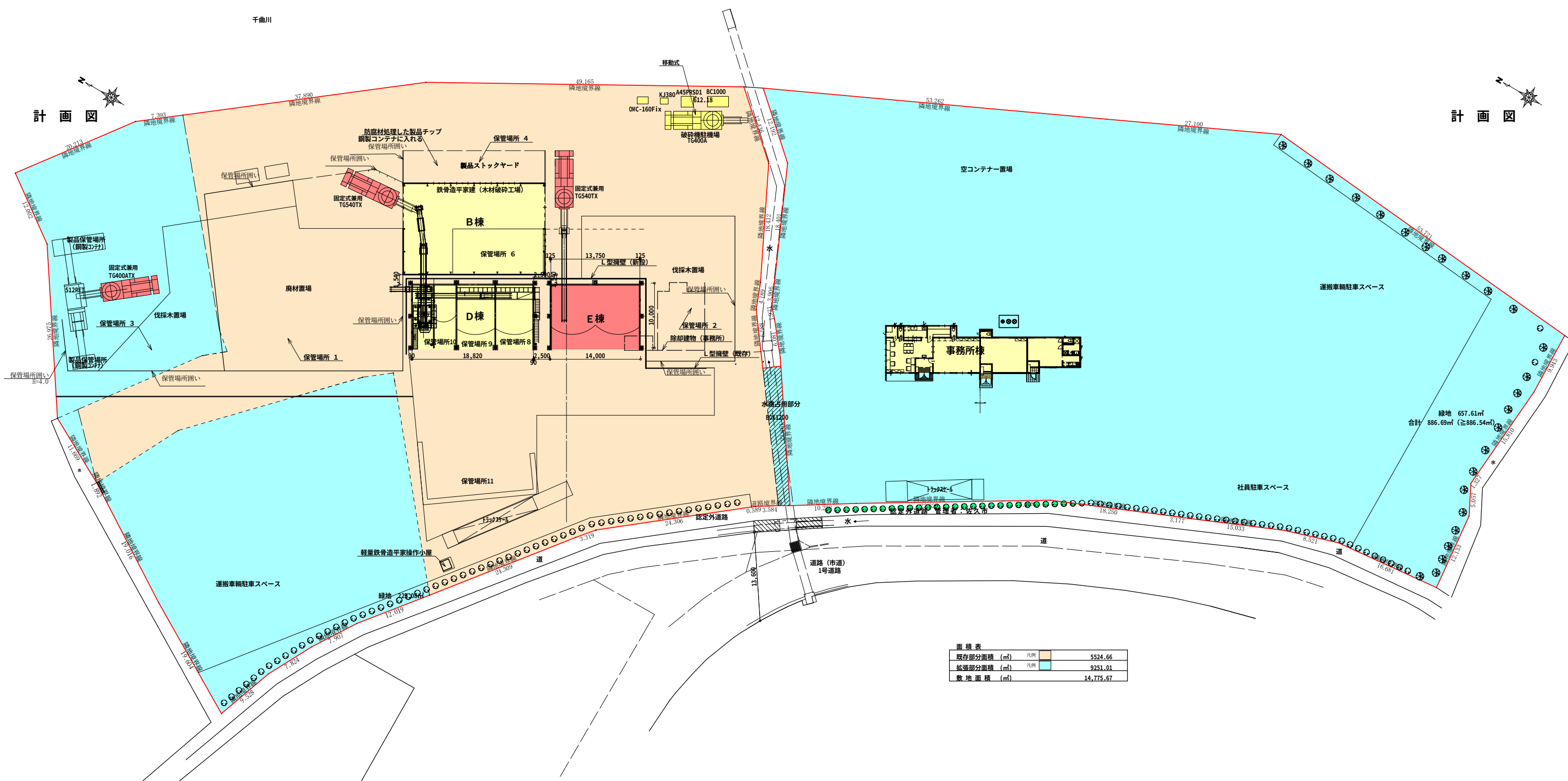
（工事中の措置）

土地の大きな形質の変更は行わないため、雨水排水施設の設置に当たっては、工事車両と搬入車輛の移動経路の交差を避けるため分離による安全対策をとります。

（建物完成後の措置）

維持管理基準を遵守し、環境への配慮を徹底します。

追加資料 3



工事名 (有)エンジニアリングウッド	縮尺 1/600	 株式会社 タイヨーエンジニア 長野県東御市滋野乙1302 TEL 0268-62-1700 事務所登録(上田)E第46291号 一級建築士登録第165589号 磯貝一志	管理者	設計者	担当者	図面名 配置図(計画図)	NO.
	日付						